14 森林の適切な管理と林業の活性化について

(財務省、農林水産省)

【内容】

- (1) 森林の持つ公益的機能を十分に発揮していくため、森林の整備・保全を一層促進すること。また、災害に強い森林づくりに向け、治山事業を積極的に促進すること。
- (2) 森林に関する正確な情報を把握するため、森林調査の促進及び森林 情報のデータベースの整備・管理に必要な措置を講じること。
- (3) 地域の森林づくりを主導していく「日本型フォレスター」の人材育成について、地域の意見を十分に反映した制度とすること。
- (4) 林業の低コスト化を進めるため、その基盤となる林道等の林内路網の整備を積極的に促進すること。また、燃料用間伐材の利用を図るため、流通経費に対する支援策を長期的に講じること。
- (5) 公共建築物や民間の住宅等への地域材の利用を拡大するため、新たな仕組みづくりや支援策を創設すること。特に、公共建築物整備に対する支援については、幅広く、より多くの公共建築物への地域材利用が進むよう制度設計を講じること。
- (6) 全国的なきのこ原木不足に対応するため、代替資材による栽培技術の開発や原木生産経費に対する助成など、必要な措置を講じること。

(背景)

森林の持つ水源涵養や洪水緩和などの公益的機能を十分に発揮していくためには、森林の整備・保全を一層進める必要がある。また、近年、ゲリラ豪雨や台風による山地災害が多発していることから、災害に強い森林づくり及び防災施設の設置が必要である。

国が全国的に取り組んでいる森林施業の集約化や計画的な路網の整備による効率的な施業の推進にあたっては、基礎データとなる森林の正確な情報の把握が不可欠であり、その情報更新には詳細な森林調査が必要である。しかし、森林情報の整備・管理に係るシステムは、国、都道府県での互換性がなく、老朽化に伴うシステム更新の必要も生じていることから、全国で統一されたシステムを導入することで、より効率的な森林情報の整備・管理を行う必要がある。

「日本型フォレスター」制度が平成25年度からスタートすることとなっているが、フォレスターの業務が現行の林業普及指導員の職務と大きく重複することが想定されるため、今後の林業普及指導員及びフォレスターの業務範囲、及び国の財政負担の根拠を明確にするなど、地域の実情を踏まえながら、林業の活性化のために実効性のある制度とする必要がある。

林業の収益性向上のためには、生産性向上による低コスト化を進めることが必要であり、その基盤となる林内路網の整備が不可欠である。また、これまで建設資材としての利用価値がないことから、林内に放置されていた燃料用間伐材の利用を図り、地域材の利用拡大と生産量の増大につなげていくことが重要であり、こうした課題に対応していくためには、山元からチップ工場等までの流通コストに対しての長期的な支援が必要である。

国の「森林・林業再生プラン(平成21年12月策定)」では、「平成32年度に木材自給率50%以上」とする目標が掲げられており、このプランを達成するため、公共建築物や木材需要の中心となる民間の住宅等建築分野において、地域材の利用拡大を図ることが重要である。

特に公共建築物への地域材の利用拡大に向けては、木造公共建築物整備支援事業が概算要求されているが、先導的な技術を用いた施設や地域内での交流が大きく見込める施設の条件が示されており、木材利用方針を策定した市町村にとって、地域材利用への取組が大きく制限されてしまうことから、幅広く、より多くの公共建築物に地域材が利用されるような制度設計が必要である。

また、民間の住宅等建築分野では、平成22年度に予算措置された地域材活用 促進事業が平成23年度で終了したが、未だ定着していないことから、新たな支援が必要である。

きのこ原木については、福島第一原発事故を受け、当面の指標値(放射性セシウムの濃度の最大値50ベクレル/kg(乾重量))が設定されており、指標値を超えるきのこ原木の流通、使用が制限されているところである。

その影響で、きのこ原木が全国で約300万本不足しており、本県においても、 従来、きのこ原木の約半数(約15万本)が福島県周辺を産地とするコナラであったことから、他地域産のコナラを融通しても約6万本不足の状況にある。

こうした中、供給可能な九州等からの導入を検討しているが、コナラ以外の樹種(クヌギ、ミズナラ)となり、これらを導入してもきのこがうまく育たないことが指摘されている。また、自地域内で調達しようとしても高齢・大径化したコナラや他の樹種となる。このため、代替資材(クヌギ、高齢・大径化したコナラ等)による栽培技術の開発が必要である。

さらに、県内の森林からきのこ原木を生産する場合、伐出経費が通常の木材生産と比べ高額となる上、森林環境保全直接支援事業の対象外となるため、経費に対する助成が必要である。

(参考)

本県の山地災害危険地区(平成23年度末現在)

| 山地災害危険地区 | 着手(治山ダムなどの設置) | 未整備 | 計 |
|----------|---------------|----------|----------|
| 山地灰岩危陕地区 | 3,608 箇所 | 1,468 箇所 | 5,076 箇所 |

本県の林内路網整備状況(平成23年度末現在)

| 森林面積 | 林内道路延長(km) | | | | 林内路網密度(m/ha) | | |
|----------------------------------------|------------|-------|-----|-------|--------------|------|--|
| (ha) | 公道 | 林道 | 作業道 | 計 | 林道 | 林内道路 | |
| 206,879 | 2,361 | 1,459 | 943 | 4,763 | 7.1 | 23.0 | |
| 「森林・林業再生プラン」による低コスト作業システムに必要な路網密度 30~5 | | | | | | | |

本県のきのこ原木需給状況

| H22 原木伏込量 | | H24 不足量(供給必要量) | | H24 不足率(H22 比) | | |
|-----------|---------|----------------|--------|-------------------|-----|-----|
| | 本数 | 材積 | 本数 | 材積 | 本数 | 材積 |
| | 29.4 万本 | 3,058m³ | 6.1 万本 | 505m ³ | 21% | 17% |